

## 税務あれこれ⑭

### ホームページの製作費用について

**Q.** この度、法人を設立し事業の開始に当たって、ホームページを制作しようと考えています。しかし、制作に30万円～50万円ほど掛かると言われています。この制作に掛かった分は費用と認められるのでしょうか？

#### A.

##### 1. 請求書の内訳

制作者からの請求書を見てみると、ホームページ作成費用×××、ソフトの制作費用×××、と書かれていませんか？

税務上はこの分類によって異なります。

##### 2. ホームページ作成費用

ホームページは、通常自社の宣伝や商品の宣伝に使われる場合が多く、作成に支出した効果が1年以上に及ぶことはありません。

このことから、ホームページの作成費用は広告宣伝費として損金に算入できます。

##### 3. ソフトの制作費用

これに対して、オンラインショッピングなどの設定やデータベースを作り、そのホームページ上で機能させる場合があります。これはソフト制作費用と言う扱いになり税務上は無形固定資産の取得となります。

無形固定資産になる場合の分類は下記の通り

10万円未満・・・全額損金算入

10万円以上20万円未満・・・一括償却資産として3年で償却（全額損金算入も選択可）

20万円以上30万円未満・・・全額損金算入

要は、中小企業者等であれば、30万円未満の支出は全額損金として認められるということになります。

但し、ホームページの作成費用とソフトの制作費用が分類できない時は、全額無形固定資産として5年間で償却しなくてはならないので、業者さんには明確に分けてもらって下さい。

税務レポート 2011.8.2号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-8 フクエイビル 6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp